

14. 災害等発生時における電気設備等の復旧に関する協定書

出雲市長（以下「甲」という。）と島根県電気工事工業組合出雲支部長（以下「乙」という。）は、風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の、電気設備等の復旧業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内において、災害等が発生した場合に、甲が乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、乙が電気設備等の災害復旧業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（支援協力の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に支援協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中における二次災害等を発見した場合の関係機関等への通報等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業に関すること。

2 甲は、前項に定めのない場合については、乙と協議のうえ支援協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を記載した支援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援協力を要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名、場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、直ちに支援協力を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第2号。以下「完了報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに完了報告書を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は、甲の支援協力の要請に対応するために、災害復旧等のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙の甲からの支援協力要請に要した経費は、災害発生時における甲の属する地域内の通常の実費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年（2009）1月19日

甲 出雲市今市町109番地1
出雲市
出雲市長 西尾理弘

乙 出雲市天神町77番地
島根県電気工事工業組合出雲支部
支部長 矢田信一